津市建指第１９８６号
平成３０年２月２１日

三重県土地家屋調査士会
会長　　池畑　信也　様

津市長　前葉　泰幸

三重県津市長印建指

建築基準法に係る道路中心の確認について（依頼）

新春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の建築行政に多大の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成２８年９月１日より開始しました狭あい道路整備事業に併せて本市においても道路中心立会を実施させていただいておりますが、当該事業の活用の有無に関わらず、建築基準法第４２条第２項の規定による道路に接する敷地は、セットバックが必要となります。

官民境界立会に併せて道路中心立会を実施することは、正確な建築敷地の把握や門、塀等の設置位置の確定など、土地の所有者又は建築主の利益になり、また、確実なセットバックの履行により狭あい道路を解消し、緊急車両の進入が可能な道路幅員を確保することで、津市総合計画が掲げる「災害に強いまちの形成」に資するものと考えております。

つきましては、道路中心立会を必要とする場合は、道路部局（建設政策課、用地・地籍調査推進室、南北工事事務所）への境界確認申請書の提出と併せて建築部局（建築指導課）へも道路中心確認申請書を御提出いただきたく、貴団体の会員の皆様に御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

１　道路中心立会申請書
　　別紙様式のとおり
２　施行時期
　　平成３０年４月１日から

事務担当　都市計画部建築指導課建築指導担当
電話番号　０５９－２２９－３１８５
E－mail　229-3185@city.tsu.lg.jp

受付番号		決裁	課長	担当主幹	担当副主幹	担　当

立会日
月　日

道路中心確認申請書

（建築基準法に係る立会い）

年　月　日

（宛先）津市長

（申請者）住　所

氏　名　印

連絡先

（代理者）住　所

氏　名　印

連絡先

私が所有する下記の土地について、前面道路の中心線の確認をお願いしたいので申請します。

なお、中心線の立会後、境界確認図（中心線及び中心鋲の座標入り）の提出について協議します。

記

1　土地の所在　　津市

2　申請の目的（レ点を記入）

□建築物（個人住宅・その他）を建築　　□門、塀、擁壁等を築造

□その他（　　）

3　道路の種類（レ点を記入）

□法４２条２項道路　　□法４３条ただし書通路　　□その他（　　）

4　添付書類

(1)　位置図（都市計画図又は住宅地図）

(2)　法務局備付公図の写し

(3)　申請地の全部事項証明書

(4)　隣接地の要約書又は所有者一覧表

(5)　法務局備付地積測量図の写し

(6)　委任状（委任行為がある場合）

(7)　その他参考資料（仮測量図、写真等）

津市建指第２１６３号

平成３０年２月２１日

三重県土地家屋調査士会

会長　　池畑　　信也　様

津市長　前葉　泰幸

平成３０年度津市狭あい道路整備事業の事務手続について（依頼）

向春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の建築行政に多大の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成２８年９月１日より開始しました狭あい道路整備事業について、３年度目となる平成３０年度は別紙のとおり執行する予定です。

つきましては、貴団体の会員の皆様に御周知いただきますようお願い申し上げます。

事務担当　都市計画部 建築指導課
電話番号　０５９－２２９－３１８５
E－mail　229-3185@city.tsu.lg.jp

平成３０年度津市狭あい道路整備事業の事務手続について

【執行方針】

1　協議申請書は、事業の対象にできるかどうかの判断等に使用し、この提出をもって順番取り（予算措置）はできません。なお、提出済みの協議申請書は、翌年度以降へ引き継ぎます。

2　助成金交付申請書の受付をもって正式な受理とし、予算の範囲内で執行しますので、不足資料がないよう御準備ください。なお、４月２日（月）より受付を開始しますが、執行は予算が確定（４月中旬頃）してからになりますので御了承ください。

【助成金の申請について】

1　道路中心立会

道路中心立会申請書を提出の上、境界確認と同時に立ち会い、立会後に拡幅計画を協議してください。

2　助成金交付申請書

必要な添付書類は以下のとおりです。

⑴　道路拡幅用地に係る測量に要する費用の見積書の写し
⑵　道路拡幅用地に係る分筆登記に要する費用の見積書の写し
⑶　抹消登記に要する費用の見積書の写し
⑷　支障物件の除却に要する費用の見積書の写し（新設分を含めないこと）
⑸　その他市長が必要と認める書類
　ア　分筆予定図
　イ　境界確認書の写し（道路中心の座標入り）
　ウ　納税通知書の写し、もしくは土地の評価証明書の写し（報償金対象の場合）

3　事業着手

交付決定通知書の日付以降に分筆登記、支障物件の除却をし、境界杭等を設置してください。交付決定通知書発行前に行った事業については、補助金を受けられなくなるので御注意ください。

4　計画変更承認申請書

事業計画に変更が生じた場合、計画変更承認申請書の提出が必要ですので御注意ください。交付決定変更通知書を発行します。

5　実績報告書

交付決定通知書の日付以降に契約書を締結し、その写しと領収書の写しを提出してください。見積書、契約書、領収書の額は同額である必要があります。

6　補助金の支払

交付申請どおり事業が完了したことが確認でき、津市へ所有権移転がなされた後、補助金をお支払いします。

事務担当　都市計画部 建築指導課
電話番号　０５９－２２９－３１８５
E－mail　229-3185@city.tsu.lg.jp